

(健Ⅱ238F)

令和3年8月4日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

新型コロナウイルスワクチンの接種費用の時間外・休日加算については令和3年6月24日付（健Ⅱ174F）をもって請求方法についてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省より、接種費用の上乗せに係る取扱いを別添新旧対照表の通り改正した旨、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年7月29日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

標記について、令和3年6月23日付け事務連絡にて「接種費用の上乗せ」に係る取扱いについてお示ししているところですが、今般、別添新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、当該取扱いについてご留意いただくとともに、関係機関等への周知方よろしくをお願いします。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">接種費用の上乗せについて</p> <p>○時間外等加算相当分 (略)</p> <p>○適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>令和3年4月1日～令和3年7月31日</u>・ <u>令和3年8月1日～令和3年10月2日</u>・ <u>令和3年10月3日～令和3年12月4日</u> <p>○休日の定義 (略)</p> <p>○時間外の定義 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">接種費用の上乗せについて</p> <p>○時間外等加算相当分 (略)</p> <p>○適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>令和3年4月1日～(当面の間継続)</u> <p>○休日の定義 (略)</p> <p>○時間外の定義 (略)</p>

(改正後全文)

一部改正 令和3年7月29日

令和3年6月23日

別紙

接種費用の上乗せについて

○時間外等加算相当分

・時間外 730円 (2,070円 → 2,800円)

・休日 2,130円 (2,070円 → 4,200円)

※それぞれ税別単価であり、支払う際には税込み価格とする。

○適用期間

・令和3年4月1日～令和3年7月31日

・令和3年8月1日～令和3年10月2日

・令和3年10月3日～令和3年12月4日

○休日の定義

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※ 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、平素から該当医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間